

出屋敷駅北緑地社会実験利用ルール

尼崎市は、まちや各エリアの玄関口であり人々の交流や賑わいの拠点となる鉄道駅周辺において、その地域の魅力や資源を意識した特色あるまちづくりを進めています。

出屋敷駅周辺では、駅の北側にある広場（出屋敷駅北緑地、以下「ひろば」という。）が令和4年7月にリニューアルされたことをきっかけに、休憩場所や遊び場として賑わっています。

今後は、ひろばがより身近で使いやすく賑わいのある拠点となり、地域全体の活性化につなげていくことを目指し、ひろばを多様な主体が利用しやすくなるよう、利用を希望される方々にオンライン上で企画・利用に係る相談を実施する社会実験を行うものです。

【利用できる内容】

・地域の活性化に資するもの

販売等で料金を徴収する場合には、その収益を活用し、体験会、ワークショップや遊具設置等を無料で実施するなど、広く地域住民の参加を促進すること

※社会実験のため、利用の内容や情報等の報告をお願いします。

【利用できる団体】

・自らの主体性と責任によってアイデアを実現できる、15歳以上の個人・団体であること

※18歳未満の個人・団体は18歳以上の方の同意書の提出をお願いします。

【利用時間（目安）】

・午前10時～午後5時（設営・撤去は前後1時間まで可）

周辺にお住まいの方もいらっしゃるので日中の利用を想定しております。

夜間の利用を希望の場合は別途ご相談ください。

【利用の範囲】

・別図（出屋敷駅北緑地平面図）に定める範囲

※但し、歩行者等の通行には十分配慮し利用してください。

【利用料金】

・社会実験の実施目的、実施内容に沿うものに関しては無料

【利用できる備品】

・散水栓

・人工芝（1m×10m）5本（※）

・テーブルとイス 8セット（1台2脚）（※）

※但し、他の場所で使用中などご利用できない場合があります。

【申込方法】

- ①利用相談フォームより利用したい内容についてご相談ください。
- ②相談内容に応じて都市戦略推進担当より申請方法のご案内をいたします。
- ③公園内行為許可申請書等を提出して頂きます。
- ④許可書を発行し、実際に利用して頂きます。
- ⑤報告書兼アンケートを回答し、提出して頂きます。

【関係行政機関等との調整や届出】

- ・関係行政機関等との調整や届出が必要になる場合は、ひろば利用者側で必要な手続きを行ってください。

主なものは以下のとおりです。

- ・飲食営業をおこなうもの（尼崎市保健所）
- ・火器を使用するもの（尼崎市消防局）

【注意事項】

- ・利用中及び設営・撤収の際の安全確認や、警備や来場者の整理、避難誘導等は利用者の方で行ってください。尼崎市は一切の責任を負いかねます。万が一、事故等があった場合は利用者において解決をお願いします。
- ・利用後は現状復旧したうえで、周辺の清掃をお願いします。（破損・汚損により費用が掛かる場合、その費用を請求させていただきます）
- ・ひろばの近隣には住宅が多くあります。特に音楽イベント等の音を発する利用は、周囲に対して、十分ご配慮いただきますようお願いいたします。なお、基準等詳細については、[尼崎市ホームページ\(ページ番号 1003917\)内の騒音・振動に関する告示](#)をご覧ください。
- ・ひろばの周囲には通常の店舗も多くあります。利用の際は既存店舗に十分配慮した上で、営業の妨げにならないようお願いいたします。
- ・地域の活性化に資しないと判断した場合、利用を中止させていただく場合があります。
- ・同利用者の申込日数は原則、1ヶ月最大5日までとします。

【禁止事項】

- ・公序良俗に反すること
- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業及び団体又はその関係者、その他反社会的勢力の利用及び暴力団などを利すること
- ・騒音・悪臭等により、周囲の迷惑になること
- ・通行の妨げや、周辺歩行者に危害が及ぶこと
- ・政治団体、宗教団体等による集会、ビラ配布、街頭演説
- ・ひろば及び周辺施設を破壊する恐れがあること
- ・飲食店営業（尼崎市保健所の営業許可を受けているものは除く）
- ・火器の使用（消防署に届出を行い、消火器等の必要機材を整えているものは除く）

以 上